

大阪市公報紙内容に抗議撤回、請願・質問書と回答

項目	当会から請願・質問	大阪市回答
請願 1	2026年8月に大阪市が市内24区で戸別配布を行った広報紙の、「副首都・大阪市にふさわしい大都市制度協議会ってなあに?」として掲載した「共通情報」について、これを撤回すること。 同内容を記載した大阪市ホームページの該当部分を削除すること。	大阪府市では、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て、本年6月に副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する特別区の設置に向けた協議を進めています。協議状況等の情報発信については、正確で分かりやすい説明に努めてまいります。
請願 2	その上で、①「副首都」と「大阪都構想」はまったく異なる法律を根拠とする制度設計であること。②「大阪都構想」住民投票は、大阪市を廃止し特別区を設置することについて賛否を問うものであるということ。③大阪府民による「副首都」住民投票は無くなったということ。以上3点を明確にした説明と訂正、お詫びを、次号の広報誌とホームページに即刻掲載すること。	副首都化に向けては、大阪府と大阪市に分かれている広域行政を一元化した、新しい強力な自治体が必要であり、副首都にふさわしい地方行政体制については、大都市地域における特別区の設置に関する法律(大都市法)による特別区設置が最も制度的に安定性があると考えています。 大阪府市では、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て、本年6月に副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する特別区の設置に向けた協議を進めています。なお、住民投票が実施されることとなった場合は、大都市法の規定に基づき、大阪市民(有権者)を対象に実施されます。協議状況等の情報発信については、正確で分かりやすい説明に努めてまいります。
請願 3	既に2回の「大阪都構想」住民投票で大阪市民の意志は確認されている。3回目は必要ない。来春の統一地方選挙にあわせた住民投票を実施しないこと。 また維新会派のみで構成された法定協議会は、大阪維新の会の制度設計案をそのまま追認する場となっている。法定協議会を解散すること。	大阪府市では、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て、本年6月に副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を設置し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する特別区の設置に向けた協議を進めています。同協議会は規約に基づき、大阪府知事、大阪市長、大阪府の議会の議長、大阪府の議会が推薦した大阪府の議会の議員、大阪市の議会の議長、大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員で組織されています。 今後、本協議会において協定書案を作成し、大阪市会及び大阪府議会の承認を得られれば、特別区の設置についての住民投票が実施されます。
請願	大阪市長の職責を全うせず、日本維新の会・大阪維新の会の立場を優先した横山英幸氏は	所轄外を理由に回答せず

4	市長職として相応しくない。直ちに辞職すること。	
質問 1	各区の広報紙は、区で作成する区政情報と、政策企画室で作成する「大阪市民のみなさんへ」で構成されている。その内、政策企画室で作成した上記の「共通情報」について、起案文書から正式な「共通情報」とされる経緯の詳細を明らかにしていただきたい。 どの部署が担当し起案したか、決裁は政策企画室長迄なのか。それとも副首都推進局長や大阪市長の関与があったのか、その際に起案文書についての訂正などなされたのかなど、具体的に明らかにしていただきたい。	政策企画室市民情報部広報担当では、広報紙等で PR を希望する情報の提出を各所属へ依頼しています。これに基づき提出された情報を読みやすくデザインし、担当所属において校正・決裁済の記事を「大阪市民のみなさんへ」のページとして取りまとめ、起案して市民情報部長まで決裁を行っています。 副首都推進局では、政策企画室市民情報部広報担当からの依頼に基づき、記事案を作成し、総務担当課長までの決裁を経て政策企画室市民情報部広報担当に提出しています。
質問 2	各区の広報紙について、大阪市内全体での月毎の印刷部数・各区配布部数は幾つか。また8月号についての制作費(校正・デザイン・印刷・配送など)の総額費用は幾らか。これらの制作から配送まで、委託会社はどのような会社にくら支出しているのか(具体的に)。	本市では各区で広報紙を発行しており、月毎の発行部数、8月号についての制作費は別紙のとおりです。
質問 3	「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会」の名称は、住民に対し、副首都になる事が決定済みとの誤解を意図的に与えるのが目的だと言わざるを得ない。以下2点について見解を明らかにしていただきたい。 ①住民に分かりやすい情報を届けるべき行政が維新の会に忖度したまぎらわしい名称に決定し使用している。このことについての副首都推進局の見解を求める。また推進局や庁内関係者で法定協の名称についての議論がされたはずである。議論の内容を明らかにされたい。 ②仮に副首都にならなかった場合、法定協での議論は前提を失い、無効である。推進局ではこれをどう考えているのか。今からでも法定協に名称変更を提案すべきだと考える。見解を明らかにされたい。	副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会は、副首都・大阪の実現に向けて、大阪市と大阪府を再編し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する基礎自治体である特別区の設置に向けた、副首都・大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行う協議の場であり、このような趣旨を明確にした名称とし、大阪市会及び大阪府議会での議決を経て設置したものです。